

中国古代人の軍事的国家構想

—— 湯淺邦弘著『中国古代軍事思想史の研究』を読む ——

柴田 昇

一 中国の戦国時代が激しく大規模な戦争の繰り返し返された時代だったことはよく知られている。楊寛『戦国史』は春秋から戦国にかけての軍隊動員数の変化を概述し、戦国期には農民を徴兵して数十万の軍団を編成することがしばしば行われるようになったことを指摘する。⁽¹⁾ また近年の足立啓二『専制国家史論』は、中国専制国家の全体像を中国史の全過程を把握

する中で描こうとした野心的な著作だが、そこでも帝政中国成立の前提に戦国期を中心とする時代における軍事行政編成の成立、恒常的な軍事的緊張があったことが強調されている。⁽²⁾ 古典に見える動員兵士数や死亡者数を無批判に信頼するわけにはいかないが、春秋末期以来の軍隊構成・戦闘様式の

変化が、軍団規模の拡大及び戦争の恒常化・過激化と連動した現象だったのは確かかなようである。そしてそのような軍事的課題の恒常的存在という社会状況は、そこに生きる人々の意識・精神のあり方に強く影響しているであろうことも、容易に想像されるところである。

しかし日本における中国古代思想史研究の領域では長い間、戦争・軍事については、積極的に課題として取り組まれてきたとは言い難い状態にあった。『孫子』をはじめとする個別兵書の研究はある程度存在したが、中国古代の軍事的思索を系統的・総合的に把握しその全体像を提示しようとする研究の遂行は困難であり、諸子研究の中でも「兵家」は最も手薄な分野の一つとなっていた。それには様々な原因があるが、何よりの理由は史料自体の絶対的な乏しさだろう。従来、

「武経七書」を中心とするいわゆる「兵家」の書がこの分野の主要な研究対象となっていたが、それらには成立過程・史料の性格に関する疑問が多く、兵書の多くを偽書とする説も強かった^③。

状況が大きく変わる直接のきっかけは、一九七二年に山東省臨沂銀雀山一号前漢墓から出土した竹簡群であった。そこには、それまで偽書と疑われることの多かった『孫子』『尉繚子』『六韜』が含まれており、また従来全く内容の知られていなかった『孫臏兵法』とされる簡も見つかったのである。この発見により、『孫子』十三篇が呉の孫武の兵法であることが確定したとの意見が強く主張され始め、また多くの兵書が史料的信頼性を著しく高めたものとされ、兵家・兵学文献への再評価・再検討による少なからぬ成果が世に問われることになった^④。

このようにして、従来偽書の疑いありとして議論の対象にならなかった諸文献が、研究対象として新たに注目され始めた。多くの研究者により、疑古的立場の問題点が指摘され、各兵書の成立事情や思想的特徴・系譜などについて、それ以前に比べて格段に細かい点に論及した分析が展開されることになった。湯浅邦弘著『中国古代軍事思想史の研究』は、八

〇年代の半ばからこの分野の重要性に着目し精力的な研究を続けてきた氏の研究がまとめられたものであり、日本における当該分野の現段階での到達点を示す成果といえる。まず目次を提示しておこう。

序章

第一部 戦争の記録と思索

第一章 『春秋』に於ける戦争とその思想

第二章 『孫子』の思想史的意義

第二部 軍事思想の展開

第一章 『呉子』

第二章 『孫臏兵法』

第三章 『尉繚子』

第四章 銀雀山漢簡古逸兵書「王兵」篇

第五章 銀雀山漢簡古逸兵書「兵令」篇

第六章 銀雀山漢簡『守法等十二篇』

第七章 『司馬法』

第八章 馬王堆漢墓帛書『明君』

第九章 馬王堆漢墓帛書『称』

第十章 「称」の思想

第三部 秦の法思想と軍事思想

第一章 秦律の理念

第二章 秦の法思想

第三章 『呂氏春秋』と反戦平和の思想

第四章 秦の義兵説

結語

これを見てわかる通り、本書で扱われている素材は多彩であり、出土史料を中心に、現段階で検討可能な春秋戦国期の「軍事思想」のうちのかなりのものを網羅している。また序章では、日中の関連研究のほとんどについてコメントがなされ、著者の幅広い目配りが示されている。まさしく本書は、今後この分野に言及する者にとって、必ず踏まえなければならない出発点とも言うべき意義を持つ。そしてその視野は、軍事技術・戦争論にとどまらず、軍事を包含した国家統治原理論にまで及んでいる。本稿を「中国古代人の軍事的国家構想」と題した所以である。

二

第一部では、春秋時代以前の軍事思想・戦争観について論じられる。

第一章では、『左伝』に見える戦争及び軍事的思考の特質が検討される。春秋当時の世相をほぼ忠実に反映する『左伝』には、「西周的戦争形態・戦争観」と「戦国的戦争形態・戦争観」の二つが併存する。「西周的戦争形態・戦争観」は、日時・場所を事前に決めての会戦、戦車台数による軍事力表示、興軍に際しての將軍の人格の重視、周の礼を規範とする西周的秩序の保持、徳・義の重視などを特徴とする。それに對して、「西周的」要素が稀薄化して広域戦争・戦略的思考が一般化したところに成立するのが「戦国的戦争形態・戦争観」である。

春秋時代は、この二つの戦争形態・戦争観が交代する過渡期であった。この時期には、車戦の比重が低下し、軍隊構成が戦車中心から戦車・歩兵の混合部隊へと変化する。そのことは軍隊の機動力を高め、従来不可能だった諸戦術の実行を可能とした。また歩兵部隊は特別な教養を持たない一般庶民

で構成され、それ以前とは軍隊構成員の内実が大きく変わり、動員総兵力も拡大した。さらに戦争の目的にも変化が見られ、春秋前中期には個別戦闘の勝利により自国の安定を図ることが第一の目的とされ、周(天)に代って執行する懲罰としての戦争といった精神も残されていたが、春秋後期以降には敵対国自体の殲滅を目的とする戦争があらわれる。

そのような状況に対応して、勝利のために必要な要素への理解も変化してくる。個別的戦闘の勝利の前提として、国政全体の見直し、国の総合力の向上が意識され、戦国期に確立される富国強兵思想の萌芽が見られ始める。軍隊の主力の変化は、民の大量動員、そのための国家的基盤整備といった点に関する為政者の思索を促したのである。しかし『左伝』に見える富国強兵的思想はまだ萌芽的段階にあり、戦争の正当性についての思索も未熟な段階にとどまり、他国を併呑し世界を再編・経営してゆくという意味での「天下」的視野は未成立である。

第二章では、『孫子』の思想史的位置付けが論じられる。

銀雀山孫子出土により史料の価値を回復した現行本『孫子』十三篇は、呉の軍事行動を中心に春秋前期以来の戦例・軍事的思考を抽出・体系化し、普遍的原理として提示したもので

ある。それは春秋末期から戦国初期の時期に成立した、中国史上初めて真に軍事思想と称しえる体系を確立した書なのである。また『孫子』を思想の面から見ると、人事(人為的努力)の中に勝利の法則を発見しようとする点に特徴があり、その呪術的性格・道徳的性格を強調する説は成立しない。

『孫子』は、当時の世界においては突出した合理性を持つものと評価されるべきである。ただし、戦争の正当性については勝利の可能性の有無という実利的思索にとどまり、天下全体の再編に関する意識や具体的体制レベルでの国内改革論は見出されない。

以上、第一部の二つの章では、戦国期以降における軍事思想の展開を論じる前提として、春秋以前の状況に対する湯浅氏の理解が提示され、以後の兵書に継承される基本的立場を確立したものとして『孫子』が位置づけられている。また『春秋』『左伝』には初期から二系統の戦争観が並存することが主張されるが、二つの対極的概念の設定による分析は本書の各所に見られ、湯浅氏の議論の特徴となっている。

第二部は十の章からなり、戦国期の主要な軍事思想が分析される。

第一章では『呉子』が検討される。『呉子』には、武力発動以前に内政を整備して大量の兵を動員しようとする発想（「図国」の思想）と、士を選抜して精鋭部隊（武卒）を編成しようとする思考という、一見矛盾する要素が併存する。呉起は、西河の開墾・戦闘に従事させるために募った農民兵を教練・選抜して精鋭部隊（武卒）を編成したが、後にその政策を楚において国家規模で展開し、呉起後学も顕彰のために呉起の思想を国家の軍政全体に拡大適用すべきと主張したと考えられる。『呉子』はそのような呉起あるいはその後学の思想を反映しており、故に国民皆兵の思考と士卒選抜思想は共存することになる。結論として、『呉子』は呉起の思想を後学がほぼ忠実に伝えたものとされる。

第二章では『孫臏兵法』が検討される。『孫臏兵法』は『孫子』の思想を継承する部分が多いが、戦国中期の時代状況を反映して『孫子』『呉子』に比べてより総合的な軍事思

想を提起する。そこでは戦争の起源や正当性が分析され、天下安定のための正当かつ必然的事象として戦争が意味付けられており、戦争自体の多角的分析・分類により勝敗の法則を抽出・整理しようとする傾向が強い。また齊の軍事的・文化的環境とも関係が深く、「勢」「篡卒」といった特徴的な思想が見られる。『孫子』から発展した要素として將軍に関する強い関心が見られ、君主権の介入を排した將軍権の確立が主張されている。

第三章では、戦国中期に成立したと考えられる『尉繚子』が検討される。『尉繚子』は、『孫子』『呉子』『孫臏兵法』とほぼ同様の思想的立場から軍事思想の継承発展につとめており、呪術的思考への批判的態度をもち、勝利を得ることができるか否かの現実的思考を貫いている。軍事の正当性や根拠に関する基本的発想自体は、『孫子』等の枠組みを越えない。しかし『尉繚子』には従来の軍事思想を飛躍的に展開させた面もあり、天人分離の立場に立った人為的努力による富国強兵・農戦体制の確立を提唱している。『孫子』等が軍事の背景として国家の改革に言及したのに対して、『尉繚子』は富国強兵思想を主題として力説するのである。

以上、湯浅氏によれば、戦国期の戦争はもはや「兵書」が

独占的に論じるべきテーマではなく、国家の基本的政治思想そのものに関わる重要課題として多方面から論じられはじめている。この三つの章では、『孫子』によって確立された「合理的」軍事思想の流れが、戦国中期までにその関心の中心を「国家」に移し総合的な富国强兵思想に移行してゆくさまが描かれる。『尉繚子』はその中で従来の軍団内に議論の枠を納めた軍事思想が視野を明確に拡大した例として特筆されることになる。軍事は戦国期の為政者にとって最優先課題の一つだったはずであり、また社会全体が軍事動員を媒介として戦時体制に組み込まれている状況を想定し得るとすれば、様々な思想的活動はその内部に何らかの形で軍事的課題を抱え込んでいると考えるのが自然だろう。そしてこのような見方から文献に対することによって、一般的には「兵家」「兵書」の枠に入らない諸文献を「軍事思想」の観点から分析対象とすることが可能となる。

湯浅氏の基本的立場には私も賛同する。ただ、軍事思想における倫理的・呪術的要素の扱い方については若干の違和感を持った。湯浅氏は『呉子』に於ても、勝敗の帰趨を（中略）人為的努力の有無に求めんとするのは、全篇を通じて基本的立場（中略）『孫子』と同一の思想的立場にある」（九四

頁）とし、呉起が士卒と労苦を分かちあう説話を士卒の心をつかむための作為に過ぎないとする。しかし倫理的行動と打算的行動は、この場合必ずしも二者択一的ではないのではないか。いわばそれは社会的富・人的結合関係の獲得・構築に必要な具体的行為であって、当該社会に固有の価値意識に支えられた行動様式に従ったものである。興軍時の「祖廟」「天時」等の尊重にしても、湯浅氏は「民」を「親附」させるための便宜とするが、それは一面、民衆の動員に「呪術的」行為が必要であることを軍団指揮者が意識していることを示すものでもあるだろう。『呉子』が「呪術それ自体を盲信しているのではなく、その形式を踏襲することによって得られる軍事的効果を期待している」（九五頁）面があるとの理解は首肯できる。問題は、そこから「人事」の兵学という性格が単純に導かれるのかということであり、私は「人為的努力」を重視する兵学と「神秘的・呪術的」兵学の間には様々な関係・類型があって、一面を強調しすぎることによって思想構造の全体的な把握から遠ざかる場合があるのではないかと考えるのである。

ともあれ以下においては、平時と戦時、文と武の関係についての思索、そしてそれらと天との関係が、議論の枠組みを

形作ることになり、湯淺氏の視点も軍事を包含する国家全体の構想へと移ってゆく。

四

第四章で検討されるのは、銀雀山出土の王兵篇である。王兵篇の説く王は、人徳により世界を帰伏させる王者ではなく、計謀と軍事力によって世界を武力制圧する覇者の王者であり、その視野は最終的には天下の平定と統一の維持に及んでいる。そこでは拳兵に倫理的視点は無く、計謀の成功不成功のみが軍事力発動の基準となる。その思想的系譜は、勝敗を人事より判断する『孫子』『呉子』の系譜にあたり、天・天道への言及は無く「兵陰陽」的視点は見られない。またその中では文・武が併称されているが、文武を上位の天道によって統括する思考は見出されず、その点で漢代の政治思想史と断絶している。

第五章では、銀雀山出土の兵令篇が、『尉繚子』との関係を含めて分析される。兵令篇は、全体としては王兵篇と同様の現実的軍事思想を説き、軍事における文武のバランスに留意する。ただしその思索の対象は「兵」の内部に限定されて

おり、国全体や天道への言及は無い。王兵篇に比べて、士卒の統率や具体的罰則規定など軍隊内部の問題に主眼が置かれている。また『尉繚子』の成立に関しても試案が示され、戦国中期に原型が成立し、歴史的状況の変化に伴って呪術的兵法への批判や兵令篇のような材料を用いた具体的軍令の提示を増補して現在の形に至ったものとする。

第六章では銀雀山出土『守法等十二篇』の全体的性格が考察される。『守法等十二篇』はほぼ全篇で、国や都市を「大中小」、為政者を「帝王覇」などに区分しながら論じるが、それは単なる力量の格付けや上位のものへの賞賛のための議論ではない。『守法等十二篇』は実現不可能な理想と実現可能な理念の併記という基本的構図を持ち、戦国各国の国力の差異に分化が進んでいることを明示しつつ実力に応じた施策の遂行を説くものであり、もはや王道を實行し得ない戦国諸侯に、実現可能な施策とその正当性を提示する試みである。またその思想は、国家の政治理念と軍事思想とを密接不可分とし、政治と軍事を連続的にとらえるものであり、戦国時代においては強い現実性・具体性を有したが、その後の状況変化により思想的価値が大きく変化したと考えられる⁵⁾。

第七章では『司馬法』が検討される。『司馬法』は「国容」

（平時）と「軍容」（戦時）を区別し、それらを適用の場を異にする二つの同価値の原理として併存させ、この二原理が相互侵犯しないのを理想の状態とする。これは、『孟子』『荀子』のような戦時を平時化しようとするものとも、『孫子』『尉繚子』のような平時を戦時化しようとするものとも異なる独自の立場である。このような思想は、文・武という二つの支配原理の対立・拮抗の時代を反映しており、その主要部は戦国中期に形成されたものとみられる。『司馬法』は、「従来、政治の特殊分野、あるいは非常の事態として論じられてきた軍事を、改めて政治の中に明確に位置付け」たのであり、このような思考は「戦国中期・後期にあつては、むしろ主導的な思想となつて行ったのではないかと推測される」（二一〇頁）。

以上の四つの章では、銀雀山出土竹簡と『司馬法』を素材とした考察が展開されているが、それらを貫く分析の視座として、文・武、王・覇が設定されている。戦国期、戦争が国家総力戦的傾向を帯びるに従い、平時と戦時の関係、軍事の場とそれ以外の場との関係という、国家統治原理のあり方の問題が強く意識されるようになる。その中で、国家体制整備における文武のバランスを重視しそのどちらもが強国形成に不可欠の要素であるとする『守法等十二篇』、また文武二原

理の意識的な峻別を説く『司馬法』が現れる。このような湯浅氏の理解は、諸文献の思想的な位置を考える上で示唆的である。特に第七章の、様々な軍事的思索を「平時の戦時化」を基調とするものと「戦時の平時化」を基調とするものに区分し、戦国中期にそれらと異なった新しいレベルの支配原理論を提示したものとして『司馬法』を位置づける構想は、古代思想史の構築において今後継続して検討されるべき視点と考える。

五

第二部の第八章から第十章までで扱われているのは、馬王堆漢墓帛書である。

第八章では、『老子』甲本巻前古佚書『明君』が、「儒家的」「法家的（兵家的）」という仮説的指標の設定を通じて分析される。『明君』には、現実的手段としての戦争を高く評価し国家の強化を重んじる法家的側面と、「先王」を尊重し封建制的体制を主張する儒家的側面とがある。そして『明君』は、王者と覇者を流動的にとらえることで儒家的要素と法家的要素の対立を解消していた。このような『明君』の思想は歴史

的には次のように位置付けられる。法治主義を掲げた秦は天下統一を達成したが、短期間でのその崩壊は法家思想への反省を促し、漢初思想界は、文武併用等の折衷的傾向を見せる。そして漢初期に突然現れるように見える折衷的思想は、法治主義を掲げる秦への危機意識を背景に戦国以来すでに形成され始めていたのであり、戦国後期成立と考えられる『明君』もそのような思想的系譜に位置付けられる。しかし『明君』自体は、漢代思想界で重視された天道に関する要素を欠いたため、伝承者を喪失した。

第九章では『老子』乙本巻前古佚書『称』が検討される。『称』の最大の特色は、天道と人為の間に密接な関係を認める「天人相関思想」にある。『称』の天は理法的と人格的の二面を持ち、その二面は周期的に変化・交代する。そのような天の正しいあり方を意味するのが『称』の言う「道」である。これに対して人間世界には、天の理法を理解・体現する「聖人」と、それをしばしば逸脱し天の「刑」「殃」をうける一般の人間とが存在し、天はこの二種類の人間に対して異なった顔を見せることになる。そして天に複数の性格がありその交代変化が尊重されると同様、国家の統治原理についても、役割の異なる複数原理の併存とそれらの時機に応じた使い分

けが主張される。また軍事も天の周期性と結びつけられ、軍事行動は肯定されつつ一定の制約が加えられる。

第十章では、前章までの考察を踏まえて「称」の思想の特質とその歴史的位相が提示される。「称」とは、天の両面性と変化の様相を見極めつつ、世界の諸事象と自己の立場について陰陽の時期・バランスを正しく認識することの必要性を説く思想である。

本書が持つ意義の一つは、戦国〜漢初期における「称」の思想の重要性とその存在意義を明示した点にあるだろう。換言すれば、複数統治原理の併存・使い分けを主張する思想が、諸原理を統括する天道を発見し、天道の周期性によって諸原理の交代を正当化する論理が生み出され、そしてその中で軍事も天道に根拠付けられた営為として正当化されたこと、またその結節点ともいうべき位置に「称」の思想が存在したことが、近出の史料を駆使する中で推論された点である。

第二部の議論では、戦国秦漢期の思想の流れを分類するためのいくつかの視点が提示されている。諸思想は、天道への依拠の有無と統治原理一元化の有無によって基礎的な性格を規定され、またそれらはさらに、複数統治原理間の差等の有無、原理の使い分けにおける人間の判断介入の有無により区

分される。出土史料の増加は、先秦から漢初にかけての思想形態の多様性と、それらの分析を「儒家」「道家」などの伝統的枠組みのみを以て行うことの限界を明らかにした。湯淺氏が本書で示した具体的分析はそのような多様性を解きほぐすための一つの指針たり得ると考える。

そのような意味から若干疑問を感じるのは、第八章で設定される「儒家的」「法家的（兵家的）」という指標である。思想的分析においてはある程度の類型化は必要であり有効でもあるが、議論の前提として二類型を設定すれば、それに即した結論が出るのは当然であり、『明君』のような新出史料の構造的把握には不十分さを残すことになるのではないか。

改めて述べれば、第二部で湯淺氏が論じたのは、戦国期における軍事思想、本稿でいうところの軍事的国家構想の主流的潮流像に関する新たな仮説であり、今後この分野に言及する者は必ず踏まえ検討を加えるべき思想的モデルであって、現段階での到達点としてその学説史的価値には疑いがない。続く第三部で論じられるのは、湯淺氏の想定する主流的思想に対抗する勢力についてである。

六

第三部では、秦帝国の政治理念の性格とそれに対抗する思想的勢力の問題が扱われる。

第一章では、雲夢睡虎地秦墓出土の秦律について、その「理念」が四点に帰納される。四つの理念とは1、中央集権化、2、官僚体制の整備、3、生産性の向上、4、軍事力の強化である。中でも「強烈な中央集権化の理念」が「最大の特徴」とされる。

第二章では、前章を前提として、まず商鞅・韓非の主張と秦律が「基本的性格を一致」させていることが指摘される。次に、睡虎地秦墓出土の『語書』『為吏之道』が分析され、『語書』には徳治の不安定性を否定するところに成立した法家の法治主義が見出されること、それに対して『為吏之道』には儒家・道家などの枠組みでは区別しにくい折衷的発想が見出されることが指摘される。そして、性格の異なる二つの史料が一つの墓にあった背景として、秦の統治の二重構造が想定される。秦の強硬な法思想は商鞅時代より基本的には変質せずに継続したが、それと民間習俗との摩擦解消という課

題は、国家政策・法思想の中では問題とされず民と直接かわる「吏」に託されてゆく、そのような事情の反映とされるのである。

以上の二つの章を通じて、秦の法が、君主の権威を根拠とする実定法であり、法そのものの究極的根拠(例えば「天道」への思索を欠いていたこと、そのような法が順調に運用され続けたのは軍事的勝利という現実があったからにすぎず、秦の軍事行動は法治を支える力としても機能していたことなどが指摘される。

第三部第三章では、戦国秦に関連の深い『呂氏春秋』の軍事思想と、それに対抗する「反戦平和の思想」が採りあげられる。

『呂氏春秋』の軍事思想には以下の特徴がある。『呂氏春秋』は「兵」を全般的に肯定しその効用を高く評価する。そのような評価は、「兵」は人間が「天」より受けた「性」に由来するとの認識や、社会の形成過程に「争」が不可欠だったとの歴史意識に支えられ、それらの理由により、「兵」は「義兵」でなくとも正当性を有するとされる。『呂氏春秋』は無条件の武力行使を認めるわけではないが、全般的論調としては武力行使肯定の色彩が濃厚で、「義兵」もその圧倒的強

さに力点を置いて語られ、「義」「不義」の定義についての深い追求はなされない。

このような軍事思想を有する『呂氏春秋』の論敵は積極的軍事活動の否定者たちであり、具体的には、いわゆる名家を代表とする偃兵論者と、非攻説を唱える墨家のような救守論者である。これらは、旧来の安定的・保守的世界像を理想とし、世界を改変するものとしての戦争を否定していた。その結果彼らの思想は秦の軍事行動に代表される侵略戦争を批判・阻止しようとする立場を取り、『呂氏春秋』と対立した。

第四章ではまず、『呂氏春秋』・『墨子』・『司馬法』の「義兵説」が比較され、これら三者を同一視し得ないことが主張される。『墨子』は、攻伐を「不義」とみなし「兵」を肯定すべきものと否定すべきものに明確に区別するのであり、『呂氏春秋』と対立する。また『司馬法』は「軍容」の価値の肯定に主張の力点があり、『呂氏春秋』とは同一視できない。『呂氏春秋』の軍事思想は、あらゆる闘争を「兵」と定義し、積極的軍事活動否定論者を批判、「兵」の正当性を力説するところに主眼があった。

次に『呂氏春秋』の軍事思想と、戦国期から統一期にかけての秦の政治原理との関係が論じられる。始皇帝巡行時の碑

文や李斯ら重臣の言では、秦の軍事行動を旧六国討伐の義挙として一貫して讃えており、『呂氏春秋』の義兵説に比べて単純かつ人事の枠内で完結する論になっている。秦の軍事行動を理念的に支えた商鞅の思想でも、軍事の正当性は、軍事自体の内的探求によらず外的状況論としてのみ説かれる。秦の法治・軍事を支えたのは人事の世界で完結する一元的理論であり、『呂氏春秋』の立場とは異なっていた。そして、現実における秦の軍事的勝利の連続は軍事思想への反省・思索を妨げることになった。これに対し、戦国時代に形成された軍事思想の潮流は、軍事を含む国家全体の営為を複数の原理によって支えようとする傾向があり、それは法治・軍事を国家の行動として正当化しつつ抑制を加えようとするものである。

以上、第三部では、秦の法治思想と軍事思想の基本構造の同一性が示され、それらが当時の思想史的潮流の対極に位置していたことが主張されている。ここで提示されているのは、戦国期から統一期にかけての秦の政治文化的特質に関する有力な仮説である。戦国七雄は相互に影響関係を持ちながらも、ある程度の独自性を有する地域的文化的を形成していたと考えられるのであって、そのような地域的偏差は、各国の政治的

行動様式や統治構造とも関連を持つだろう。湯浅氏の説に基づいて言えば、秦には人事の世界で完結する固有の政治文化があり、法思想や軍事思想の構造においてそれは一貫しているのである。ただそのように考えて良いとすれば、人事の世界で完結する政治思想と、封禅等の天に関わる儀礼との関係はどうなるかという疑問は残る。

また第三部では、秦の法思想が他の様々な「軍事思想」と対極的に位置付けられているが、思想的文献の内的世界において整理された体系と、現実の政治過程に密着した国家的政治方針・政策を、「思想」として同列に比較する議論には違和感がある。^(?)東方六国への言及が少ないので断言できないが、湯浅氏の議論は、結果的には他国との比較がないままに秦の特殊性のみを強調する論となっているのではないか。また湯浅氏は、秦は「ひたすら法治主義を掲げて猛進」(二二八頁)し、その崩壊は法家思想への反省を促したとするが、その認識自体に問題はないのだろうか。「ひたすら法治主義を掲げ」たとの認識と、統一後に「封建」を主張する勢力が秦政権の中枢に存在したとの記録とはどのように整合的に理解されるのか。近年の研究成果は、秦による「統一」が多くの未熟な部分を抱えていたことや、漢代に記述された秦帝国像が漢代

人の自己認識と不可分に形成されたことを指摘する。^⑧ いわゆる「法家」的な学が少なくとも前漢中期まで相当の勢力を持っていたことも既に指摘されている。^⑨

七

本書は、春秋期における「合理的」軍事思想の出現から、それが富国強兵論的立場へ移行し、政治全体の中での軍事的位置付けに関する思索が展開する中で、天道による規制下、国家統治のため複數原理を使い分ける思想に至るまでの大きな流れを描き出した。また統一者たる秦の軍事思想が以上の主流的潮流の対極にあることも論じられた。史料の増加によってその多様性が明らかになった軍事的思索は、本書においてその展開過程に関する一つの明確な道筋を与えられたのである。

そして、本書から読み取り得るのはそればかりではなく、本書の筋道と絡み合った天人相関思想の多様性と、天人相関／天人分離思想の間の流動性ではないかと思う。『尉繚子』が『今の世の将』が『天官・時日・陰陽・向背』を盲信し、『祥異』の有無に勝敗を委ね、『龜兆』によって『吉凶』を判

断し、『星辰風雲の変』によって『勝を成し功を立てんと欲』している（二二八頁）現実を批判しているように、本書で提示された思想的系譜の背景には、分厚い「呪術的兵法」の存在が推定される。史料制約のためその全体像を理解するのはまだ難しいが、しかし「呪術的」なものが当時の人々が有する軍事に関する意識において大きな意味を持っていたことは明らかであり、それこそが中国古代人にとっての一つのスタンダードだったことも十分推測可能だろう。湯淺氏の議論に引きつけて述べれば、呪術的天人相関思想に対立するものとして出現する「合理的」軍事思想は、国家論にその視野を拡大した時、天道の周期性を発見し再び天人相関思想と結びつくことで漢代につながる統治原理論を生み出したのである。そしてそのような思想的展開の基層では、伝統的な呪術的思索が根強く存在し続けると考えられる。

天人相関思想と天人分離思想の対比は本書の最も基礎的な枠組みだが、上述の推定は、天人関係を二極化して理解することの問題点を浮き彫りにする。天人相関には呪術的なものから天道説的なものまでいろいろなレベルがあり、また天道の尊重にも様々なかたちがあって、それに徹底的に依拠する立場もあればご都合主義的に利用する立場もあるだろう。様々

な思想的営みは、天への高い依存性を持つものから極力天人関係を切断しようとするものまで、多様な姿を持つ。そして天の規定性をあえて否定はしないけれどもできる限り人間の自立的な位置を強調する、そのような立場において、天人相関と天人分離は極端に接近する。『呉子』『孫臏兵法』などはそのような観点から読み直すことはできないだろうか。

私が本書の議論からあえて深読みしたのは、天人相関・天人分離に明確に分かれた思想の流れではなく、それらの間にゆるやかに広がる軍事的思索の像であった。そして本稿で述べてきたことは、結局のところ、戦国秦漢期の学術・思想的布置の全体像はどのように構成されるべきなのかという問題に帰着する。近年の出土史料増加による研究成果の急増は、思想史像が今後急速に書き換えられてゆく可能性を感じさせるものであり、現段階でのあらゆる検討は、将来の史料増加を前提としたとりあえずの試論・準備作業と位置付けられるべきなのかもしれない。ただそうだとしても、軍事の学・思想が戦国秦漢期の中国において持っていた存在感の大きさ、少なくともそれを視野の外においては学問・思想のあり方の全体的復元など成し遂げようがないとの認識は、もはや動かないだろう。¹⁰⁾ 類型化の中から中国古代人の軍事的意識の一般

的構造を描き出すに到るまでには、残された問題は多い。しかしそのような課題を前にした時、本書が今後の研究における不可避の出発点の一つとなるべき著作であることは確かである。

註

- (1) 楊寬『戦国史(増訂本)』(上海人民出版社、一九九八)。
- (2) 足立啓二『専制国家史論 中国史から世界史へ』(柏書房、一九九八)。
- (3) 銀雀山漢簡発見以前における日本の中国古代兵家思想史研究の到達点を示すものとして、竹内昭夫「兵家思想」(講座東洋思想3 中国思想II 東京大学出版会、一九六七)がある。
- (4) これらの成果については、湯淺氏著書序章の八〇二―九頁にある紹介・論評を参照。
- (5) 『守法等十二篇』は、銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡(壹)』(文物出版社、一九八五)では『守法守令等十三篇』とされている。この篇数の違いは、『銀雀山漢墓竹簡(壹)』編者は篇題木牘中の「兵令、上篇、下篇」を独立した三篇とするのに対し、湯淺氏がこれを「兵令上篇、兵令下篇」の二篇と考えるためにおこる。『群書治要』所収の古本『尉繚子』は竹簡本との類似性が宋本に比べて相対的に高く、そこでは篇題は「兵令」とあるのみで上下にわかれていない。この点で湯淺氏の説に従うことには躊躇をおぼえるが、それだけでは十分な決め手にならない。『群書治要』自体の性格の問題も含めて、課

題として残さざるを得ない。

- (6) 序章で、中国における軍事思想研究の問題点の一つとして「後世に設定された時代区分や学派分類に準拠した構成」(二二頁)が挙げられており、それについては私も同感である。しかしそこで、「儒家・道家」の枠組みに疑問を呈しつつ、法家・縦横家の観点を重要とするのは、私にはよく理解できなかった。
- (7) これに関連して、本書では、商鞅という人物の思想と、商鞅変法の理念と、『商君書』の思想の三者が区別なく論じられているが、これらを同一視して論じるには前提となる何らかの論証が必要と考える。
- (8) 鶴間和幸「秦帝国の形成と地域―始皇帝の虚像を越えて―」(『歴史と地理…世界史の研究』一二八、一九八六)、「漢代における秦王朝史観の変遷―賈誼『過秦論』、司馬遷『秦始皇本紀』を中心として―」(茨城大学教養部紀要)二九、一九九五)。
- (9) 福井重雅「読『塩鉄論』芻議」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四二―四、一九九七)。
- (10) このことについては大庭脩「臨沂竹簡兵書と兵家」(『漢簡研究』同朋舎、一九九三、一九七七初出)が夙に指摘している。

一九九九年十月 東京 研文出版

A5判 三六七頁＋xi 八〇〇〇円

〔附記〕

本稿は二〇〇一年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(しばた のぼる 日本学術振興会特別研究員)